

第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画（計画期間：令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）

資料3

障害のある人・子どもを取り巻く環境

- 障害のある人・子どもの重度化。介護者・家族も高齢化し、「親なき後」の支援は、喫緊の課題。
- 本人の意思決定に基づき、住み慣れた地域等希望の場所で、安心して暮らせる「共生社会」の実現に向けた環境整備が必要。
- 医療技術の進歩により、地域で暮らす「医療的ケアが必要な人・子ども」が増加し、専門的なケアと生活支援を両立させる体制構築が重要。
- 福祉人材の深刻な人手不足とサービス等の質の確保が課題。

【北九州市の特徴】

- 約3人に1人が65歳以上となるなど、政令市一高齢化が進んでいる中、ケアする親や 障害者 本人も高齢化している。
- これまで「発達障害のある人・子ども」に対し、市独自の取組を実施。
- 障害者基幹相談支援センターや発達障害者支援センター「つばさ」、児童発達支援センター（8か所）等々多様な機関が市内に存在。

国の指針や市の特徴を踏まえた今後の施策の方向性

- 地域共生社会の実現に向けた取組の深化、「親なき後」の支援に向けた地域生活支援拠点の強化
- 意思決定支援（地域移行等への意向確認、就労意向確認等）の強化
- 障害特性（医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害等）に応じたきめ細やかな支援の確保
- 障害のある子どもに対する、支援提供体制の強化（中核機能の確保等）
- 発達障害のある人・子どもの支援に向けた会議や関係機関の有効活用
- 持続可能な支援体制の構築（人材確保・生産性向上）
- 市内の多様な機関と連携した質の高い支援の充実

次期プランの主な視点と成果目標等

◆視点1：住み慣れた地域等希望する場所で、安心して「暮らし続ける」

○共生社会の実現に向け、本人の意思や様々な障害特性に応じた地域等での相談・受入等支援体制づくり・充実、施設入所者の地域への移行等の促進

【成果目標等】

1 地域生活支援の充実

- ・親なき後を見据えた地域生活支援拠点機能としての体験の場の充実、緊急時受入れ体制の維持
- ・高次脳機能障害者支援センターの設置・支援コーディネーターの配置 など

2 相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターを中心とした総合的・専門的相談支援や地域相談支援の体制強化 など

3 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の体制確保、就労関係機関のネットワーク強化 など

4 福祉施設の入所者の地域生活への移行

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆視点2：子どもの時から成長を支え、みんなが「共に生きる」

○障害の程度や特性（「医療的ケア」「強度行動障害」「発達障害」等）にかかわらず、様々な関係機関の連携によるライフステージを通した切れ目ない支援体制の充実

【成果目標等】

6 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

- ・医療的ケア児等の支援体制強化のための協議会の開催やコーディネーターの配置
- ・強度行動障害児等支援体制強化のための協議会・支援者研修会の実施
- ・児童発達支援センターの中核機能を踏まえた障害児やその家族に対する支援体制の整備 など

7 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

◆視点3：適正な障害福祉サービス等の提供に向けた「人材確保・育成、質の向上」

○人材確保・定着に向けた職場環境の整備やそれに向けた各種研修等実施による事業者支援など障害福祉サービス等の適正な提供

【成果目標等】

8 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケア充実のための生産性向上

- ・処遇改善加算の取得推進、介護テクノロジー等の導入支援の推進
- ・相談支援専門員、意思決定支援等各種研修の実施 など

9 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

- ・障害福祉サービス等の情報公表の徹底 など